

# 試験問題

会社名: \_\_\_\_\_  
役職: \_\_\_\_\_  
氏名: \_\_\_\_\_

解答欄に、正解は○、間違いは×を付けて下さい。

解答欄

1.	道路運送法で「自動車」とは、道路運送車両法による自動車をいう。	○
2.	一般旅客自動車運送事業とは、一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業並びに一般乗用旅客自動車運送事業で、特定旅客自動車運送事業は含まれない。	○
3.	一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者が1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者であるときは、許可を行うことはできない。	○
4.	一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。	○
5.	一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更にあたっては、当該運賃及び料金を実施した日から速やかに、運賃及び料金変更届出書を提出しなければならない。	×
6.	一般旅客自動車運送事業者は、国土交通大臣が定めた標準運送約款と同一の運送約款を適用しようとする場合は、認可を受けなくてもよい。	○
7.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送の引受けを拒絶してはならない。	×
8.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、営業所ごとに配置する事業用自動車の数の変更にあたっては、速やかに事業計画変更事後届出書を提出しなければならない。	×
9.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送をしてはならない。	○

10.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、安全管理規程を定め、事業開始後遅滞なく国土交通大臣に届け出なければならない。	×
11.	安全統括管理者は事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者であり、かつ、要件を備える者のうちから選任しなければならない。	○
12.	一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定める営業所ごとに、運行管理者資格者証の交付を受けている者又はこれに準ずると認められる者のうちから、運行管理者を選任しなければならない。	×
13.	一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならない、事業用自動車の運転者その他の従業員は、運行管理者がその業務として行う指導に従わなければならない。	○
14.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の運送を目的としない運送を行う場合には、年齢、運転の経歴その他政令で定める一定の要件を備える者でなければ、その事業用自動車の運転をさせてはならない。	×
15.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため利用させることができる。	×
16.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を公表しなければならない。	○
17.	一般貸切旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受を行う場合は、国土交通大臣に届け出なければならない。	×
18.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、一般貸切旅客自動車運送適正化機関から負担金の納付に係る通知があった場合は、負担金を納付しなければならない。	○
19.	一般貸切旅客自動車運送事業用自動車の外側には、使用者の氏名、名称又は記号のほか、営業区域を表示しなければならない。	×
20.	旅客自動車運送事業運輸規則の目的は、旅客自動車運送事業の合理的な経営を確保することにより、輸送の安全及び旅客の安定化を図ることである。	×

21. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を引き受けた場合には、遅滞なく、申込者に対し、運送引受書を交付しなければならない。	○
22. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、いかなる動物も旅客の現在する事業用自動車 で運搬してはならない。	×
23. 旅客自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。ただし、当該運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りではない。	×
24. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、アルコール検知器を営業所ごとに備えていればよく、点呼の際に、気付かず故障したアルコール検知器を用いて酒気帯びの有無について確認を行ったとしてもやむを得ない。	×
25. 旅客自動車運送事業者は、点呼を行うこととなっているが、その記録の保存期間は1年である。	○
26. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、乗務しようとする運転者に対して対面により点呼を行わなければならないが、乗務を終了した運転者に対しては電話による点呼でも良いこととされている。	×
27. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が乗務した場合は、当該自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を6ヶ月間保存しなければならない。	×
28. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行指示書を作成した日から1年間保存しなければならない。	×
29. 一般貸切旅客自動車運送事業者の運行管理者は、旅客を運送する行程が営業区域内にとどまる場合は、運行指示書の作成を省略することができる。	×
30. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運転者として新たに雇い入れた者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行わなければならない。	○
31. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、65才以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行わなければならない。	○

32. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車を常に清潔に保持しなければならない。	○
33. 一般貸切旅客自動車運送事業の運行管理者として選任できるのは、一般貸切旅客自動車運送事業運行管理者資格者証の交付を受けた者に限られている。	×
34. 一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款では、旅客の運送を申し込む者は、口頭で申し込みをすることができると規定している。	×
35. 輸送実績報告書は、毎年5月31日までに報告しなければならない。	○
36. 一般貸切旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の1日の拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は16時間とすること。この場合において、1日についての拘束時間が15時間を超える回数は1週間につき3回が限度である。	×
37. 「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」は、旅行業者、地方自治体、学校関係者等の利用者に貸切バス事業者の選定に際して、単純な価格比較での選定を促すことを目的の一つとしている。	×
38. 旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等(国土交通省告示第1089号)に「事業用自動車に係る情報」は定めがない。	×
39. 10人以上の負傷者が生じた事故が発生したときは、電話、FAX等適当な方法により、24時間以内に、その事故の概要を運輸支局長に速報しなければならない。	○
40. 自動車運送事業の用に供する自動車は3か月ごとに定期点検整備を行わなければならない。	○